

## 別表12 再・未利用木材利用資材

あいくる材は別表12及び別表12-1、12-2の評価基準を満たすものである。更に別表12-3を満たした場合、CO<sub>2</sub>削減取組資材とし、【C】資材名と表記する。

項目	評価基準内容
① 評価対象資材	再・未利用木材（剪定木、間伐材を含む。以下同じ。）を使用した土木建築用資材を対象とする。（構造材、型枠材、木質ボードは除く。）
② 品質・性能	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 工業化された製品であること。</li> <li>b. 各資材について有害なそり、寸法欠損等がないこと。</li> <li>c. それぞれの使用場所に応じた機能が確保されること。</li> <li>d. それぞれの使用場所に応じた強度が確保されること。</li> <li>e. 別表12-1のものは、さらにその基準に適合していること。</li> <li>f. 素材として再・未利用木材と熱可塑性プラスチックを主原料とした複合材を使用するものは、その素材が「JIS A 5741：2016 木材・プラスチック再生複合材」の8. 品質を満足すること。</li> </ul>
③ 再生資源の含有率	<p>再・未利用木材を原料として製品の質量比で50%以上（別表12-1の資材はその基準）使用していること。</p> <p>ただし、この含有率以下であっても合理的な理由が明確に示される場合等には認定できる。</p>
④ 環境に対する安全性	<p>未利用木材以外の再生資源を使用する場合は、以下を満足すること。なお、未利用木材であっても木くずについては以下を満足すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 原料および再生資源の原料として、特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。</li> <li>b. 原則として原料（再生資源）が、土壤汚染対策法施行規則第31条第1項に定める溶出量における環境基準のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素における基準に適合していること。ただし、これら以外の懸念される物質の溶出がある場合には、懸念される物質の基準に適合していること。</li> <li>c. 建物の内装材にあつては、建築基準法施行令第20条の6および第20条の7の技術基準で使用制限を受けない材料であること。</li> <li>d. CCA（クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐処理剤）による防腐処理が行われていないこと。</li> </ul>
⑤ 品質管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 品質性能に関する基準への適合状況の確認検査が適正になされていること。</li> <li>b. 環境安全性に関する確認検査が適正になされていること。</li> <li>c. 病虫害の拡散を防止するため、枯損・腐朽・虫穴等のある再・未利用木材については目視等により適切に排除されること。</li> </ul>
⑥ 環境負荷	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 再生資源を含有しない製品を使用した場合と比較したときの環境負荷低減への寄与の度合いについて、報告すること。</li> <li>b. 製品の使用等により環境負荷の増大が懸念される別表12-2に定める項目について、製造者・販売者の状況を報告すること。</li> </ul>

別表12-1 製品の品質・性能基準及び再生資源の含有率

資材	品質・性能	含有率
① 工事用看板	工事用看板として使用しうる強度を有すること。	製品の質量比で60%以上
② 内装材	公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）12章に適合すること。ただし、木材の含水率はA種、材面の品質はA種とする。	製品の質量比で60%以上
③ 外装材	ア. 使用箇所に見合った保存処理が施されていること。 イ. 外装材として使用しうる強度を有すること。	製品の質量比で60%以上
④ 木柵、屋外手すり	ア. JAS 1083:2025「製材の日本農林規格」に規定する保存処理の性能区分のうち、K4以上の保存処理が施されていること。（同等の性能評価を受けているものを含む。） イ. 木柵または屋外手すりとして使用しうる強度を有すること。	製品の質量比で60%以上
⑤ 踏板、階段材	ア. 踏板または階段材として使用しうる強度を有すること。 イ. 踏面は滑りにくいように配慮すること。	製品の質量比で60%以上
⑥ 工事用囲障（バリケードを含む）	工事用囲障として使用しうる強度を有すること。	製品の質量比で60%以上

別表12-2 報告を求める環境負荷増大が懸念される項目

環境負荷の増大が懸念される項目	<p>ア. 製造段階で、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などにより環境負荷が増大しないか。</p> <p>イ. 原料の入手、製品の運搬距離が著しく長く、エネルギー、地球温暖化物質などによる環境負荷が増大しないか。</p> <p>ウ. 施工時及び使用時に有害物質が溶出したり粉塵などとして排出される可能性はないか。</p> <p>エ. 廃棄時に新材からの製品に比べ処理困難物とならないか。埋め立てなどにより生態系の破壊を引き起こさないか。</p> <p>オ. 再リサイクルは可能か。再リサイクルへの取り組みは実施しているか。</p> <p>カ. 再リサイクルの段階において著しく環境負荷が増大しないか。</p>
-----------------	---

別表12-3 CO<sub>2</sub>削減取組項目

CO <sub>2</sub> 削減取組項目	国産材の未利用木材を別表12項目③の含有率使用した常設資材に、加圧式注入処理で保存処理を行ったもの。
------------------------	--